

平成23年10月21日

会員各位

茨城県毒物劇物保安協会
会長 大野 充敬
(公印省略)

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

このことについて、平成23年10月19日付け薬第842号をもって茨城県保健福祉部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。



葉 第 8 4 2 号

平成 23 年 10 月 19 日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

茨城県保健福祉部長

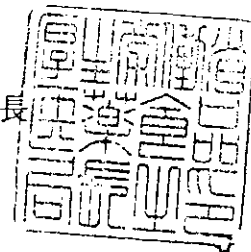
毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

このことについて、平成 23 年 10 月 14 日付け薬食発 1014 第 9 号をもって厚生労働省医薬食品局長から別添のとおり通知がありましたので、御承知のうえ、貴会関係会員に周知願います。

薬食発1014第9号
平成23年10月14日

各〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长〕殿

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成23年政令第317号。以下「改正政令」という。）（官報号外第222号）が平成23年10月14日に、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第130号。以下「改正省令」という。）（官報号外第222号）が同日にそれぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学製品輸出入協会会長宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

- 次に掲げる物を毒物に指定したこと。
 - 3-クロロ-1, 2-プロパンジオール及びこれを含有する製剤
 - 1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 次に掲げる物を劇物に指定したこと。
 - 5-メトキシ-N, N-ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 次に掲げる物を劇物から除外したこと。
 - 3-アミノメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）6%以下を含有する製剤
 - シクロヘキシリデン-オトリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
 - ノナ-2, 6-ジエンニトリル及びこれを含有する製剤



- (4) (2Z) - 2 - フェニル - 2 - ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤
- (5) (Z) - 2 - [2 - フルオロ - 5 - (トリフルオロメチル) フェニルチオ] - 2 - [3 - (2 - メトキシフェニル) - 1, 3 - チアゾリジン - 2 - イリデン] アセトニトリル (別名フルチアニル) 及びこれを含有する製剤
- (6) 2 - [2 - (プロピルスルホニルオキシイミノ) チオフェン - 3 (2H) - イリデン] - 2 - (2 - メチルフェニル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (7) 2 - メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤
- (8) 2, 2 - ジメチル - 2, 3 - ジヒドロ - 1 - ベンゾフラン - 7 - イル = N - [N - (2 - エトキシカルボニルエチル) - N - イソプロピルスルフェナモイル] - N - メチルカルバマート (別名ベンフラカルブ) 6%以下を含有する製剤

4 施行期日

平成23年10月25日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 経過措置等

新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行の日（平成23年10月25日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成24年1月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用せず、また、改正政令の施行の日において、現に存するものについては、平成24年1月31日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は適用しないこととしたこと。

新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導すること。また、改正政令の施行の日において、現に存するものに関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行の日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

第2 改正省令について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定を除外したこと。

- (1) (Z) - 2 - [2 - フルオロ - 5 - (トリフルオロメチル) フェニルチオ] - 2 - [3 - (2 - メトキシフェニル) - 1, 3 - チアゾリジン - 2 - イリデン] アセトニトリル (別名フルチアニル) 及びこれを含有する製剤

- (2) 2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート (別名ベンフラカルブ) 6%以下を含有する製剤

2 施行期日

公布の日 (平成23年10月14日) から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。